

裁判員等経験者意見交換会

1. はじめに

(1) 司会者あいさつ

司会者：裁判員経験者との意見交換会を始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中，御出席いただき誠にありがとうございます。進行役を務めます和歌山地方裁判所刑事部裁判官の並河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成21年5月に裁判員制度が始まってから10年目に入り，和歌山でもこれまでに87件の裁判員裁判の審理・判決が行われ，多くの方々に参加いただいております。

裁判員や補充裁判員の皆様には，裁判終了直後にアンケートなどでも御意見をいただいておりますが，本日改めて裁判員としての経験を振り返っていただきながら，御意見・御感想を伺えればと思います。

お伺いした御意見等は今後の裁判員裁判の運用に生かし，わかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

(2) 検察官，弁護士，裁判官の紹介，進行方法の説明

司会者：それでは裁判官，検察官，弁護士の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは的場検察官，弁護士会からは津金弁護士に出席いただいております。

また，裁判所からは武田裁判官が出席しています。

的場検察官：よろしく申し上げます。

津金弁護士：弁護士は，しばしば皆さんのアンケートで非常にわかりにくいという意見をいただいております。本日も皆さんの忌憚のない意見をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

武田裁判官：私は，今回経験者として参加していただいている3名の方と一緒に

に裁判を担当しました。本日もよろしく願いいたします。

司会者：以上の3人には、経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、逆に、経験者の皆さんに質問させていただいたりする予定です。どうぞよろしく願いいたします。

進行については、争点に関する判断、量刑に関する判断等について、順次経験者の方から御意見を伺っていき、意見交換終了後、傍聴されている報道機関の皆さんから質問をいただき終了という予定になっております。

（3）裁判員経験者の経験した事例の紹介

司会者：経験者の方が経験された事例について簡単に御紹介しておきます。

Aさんが経験された事例は、被害者に対して集団で暴行を加えて死亡させるなどしたという傷害致死等の事件でした。8人の被告人が起訴されてそれを2つに分けて裁判をしたので、被告人が4人の裁判でした。

Bさんが経験された事例は、集合住宅に放火した現住建造物等放火と同じ日に自動車に火をつけた器物損壊の事件で、犯行のころに被告人が酒を飲んでいたという事情がありました。

Dさんが経験された事例は、被害者の自宅で強制的に性交しようとしてけがをさせたという強姦等致傷の事件でした。被告人と被害者は近所に住んでいたようで、被告人が酒を飲んでいたという事情もあったようです。

2. 意見交換

（1）争点に対する判断について

司会者：争点に対する判断についての御意見を伺っていきます。

まず、Aさんが経験された事例では、共謀、すなわち、複数の人がある犯罪をする意思を通じて、被告人もその犯罪で重要な役割を果たしていたかどうか争点となっていました。

被告人側が合計8人と多人数であったほか、傷害致死事件以外の事件の被害者も複数いたことなどから、被告人側にも被害者側にも登場人物が多い事件でした。被告人側を4人ずつに分けて審理したので、共謀が成立するかどうか

かを被告人4人全員について判断するほか、被告人ではない共犯者4人についても検討することになったので、大変だったかもしれません。

まず、法廷で検察官や弁護人が行った共謀に関する主張についてお聞きします。検察官の主張について、冒頭陳述メモや論告メモを見ますと、共謀とは「犯罪を一緒になって行う合意」と書かれています。検察官は、共謀が成立する根拠として大きく分けて3点、暴力を加える共通の動機、呼び集められて駆けつけていること、現場での暴力に向けた積極的な行動をあげていたようです。この検察官の主張は、共謀という言葉の意味を理解できて、かつ、説得力のあるものだと感じたでしょうか。それとも、理解しにくいとか、説得力に欠ける点があったでしょうか。

裁判員経験者 A：記憶が薄れているところもあるんですけども、検察官の方の共謀の説明については、ちょっと理解しづらくて、判例ありきみたいなそんな印象はしました。

司会者：どういった点が特に理解しづらいとお感じになりましたか。

裁判員経験者 A：この件の関係者は、ちょっと特殊な世界の方が多かったのも、その方々が全て悪いみたいなことがあって。そういうことが起こるということは共謀があったのだという、決めつけと言うと変ですけども、そういう論点で進められているような印象がありました。

武田裁判官：若干補足すると、被告人側8名というのは同じ暴力団の組員であり、被害者側も別の組の組員、あるいはその関係者という事案でした。このこともあって、検察官の主張としては、同じ組の8名でやっているから、共謀だと決めつけていたように感じられたと。そういう趣旨でよろしいですか。

裁判員経験者 A：はい。

司会者：検察官に伺いたいのですけれども、こういった事件の場合に共謀を立証していく上で留意されていることは何かありますか。

現場検察官：ほかの一般的な事件と変わらず、やはり、地道に共謀を認定するに至る間接事実を集めて、それを立証していくことになろうかと思えます。

ほかの共謀事案でも組織的な事件であれば同じですけれども、今回は暴力団ということで、元々の人間関係というのが被告人側にありますので、あくまでそれを背景とした上で間接事実を集めるということになります。

私は本件を担当していませんが、今Aさんがおっしゃっていたことからすると、背景事情を強く押し出していたのかなという印象を受けました。

司会者：弁護人のほうでは、共謀が成立しないという主張をしていたわけですが、その主張は説得力があったということになるのでしょうか。

裁判員経験者 A：弁護人はちょっと弁護しづらいというか。いろいろこういう事実もあるよというのが列挙されていましたが、この人がよくて、この人が悪いというような判断ができるような事象ではなかったと思うので。事実だけをあげていくと、共謀が成立するかどうかというのは、私はよくわからなかったのですけれども。

弁護人については、検察官に比べて非常にソフトというか、押しが弱かったという言い方は失礼なのですけれども、弁護しづらい案件だったのかなと思いました。

司会者：検察官の主張、弁護人の主張に賛成するかどうかはともかくとして、共謀についての説明は理解しやすいものでしたか。

裁判員経験者 A：事実が検察官の言われるとおりであればそうなのかなと思いますし、時系列のそれぞれの被告人の対応を見ていたら、共謀なのかどうかというのはちょっと疑問に私は思ったのですけれども。

そちらの業界では、Aと言われたら、B、C、Dというふうにアクションをとるようになってきているのか、順番にいろいろな事象が起こって行って、それに個々の人たちも対応していたんですけど、一般の目から見たら、どうしてそういう流れになるのかなと思うのですけれども、そっちの業界の人にしたら、一人がいったら全員がガッと動くのが当たり前なのかと。

司会者：検察官が冒頭陳述メモ、論告メモを作成して配布したと思いますが、見やすさ・わかりやすさはどうでしたか。

裁判員経験者 A：わかりやすかったです。

武田裁判官：先ほど、Aさんが、暴力団組織であれば、一人が何か言ったら一気に伝わって、意思が一体化して考えるという趣旨のことをおっしゃっていましたがけれども、検察官がそういった主張をしていましたよね。判決では、もう少し具体的に、例えばある被告人から別の被告人に電話をかけたというところなんかを証拠に基づいて事実認定して、どういうふうに伝わったのかというところをできる限り具体的に話をしていったと思います。そのあたりを踏まえて、共謀という法律的概念を理解して判断していったかどうかというところ、いかがでしょうかね。

裁判員経験者 A：若干、共謀ありきのような気はしました。

司会者：共謀の概念について、共謀という言葉の説明、意味の説明が裁判官からあったかと思うのですが、この説明自体はよく理解できましたか。

裁判員経験者 A：この期間にいろいろお話を聞く中で、そういうことは共謀になるのだなというところはわかりました。

司会者：その理解に基づいて、最終的な判断をすることができたということでもよろしいですか。

裁判員経験者 A：はい。

司会者：何かほかの点で判断する上で支障があったとか、問題を感じたとか、そういうことはありましたか。

裁判員経験者 A：支障はなかったですね。逆に、普通に一般に生活されている方が加害者であったり被害者であったりする案件に比べましたら、そういう言い方は悪いのですが、そういうことをやっておられる方なので、心の負担が少なかった感じがしました。

司会者：弁護人の主張に関してもAさんからお話がありましたけれども、津金弁護士のほうから何かありますか。

津金弁護士：弁護人が弁護しづらそうだったというお話をされていて、その中でもAさんは共謀が成立するかどうかというのはよくわからなかったという

お話だったのかなと思ったのですけれども、自分なりに考えて共謀がないということに至ったのか、それとも、誰かと意見交換して共謀がないという思考になったのか。それはどうだったのでしょうか。

裁判員経験者 A： 検察の資料とかそういうので、いろいろ時系列で事件の発生が明確になっていましたので、その時系列を追っていきました。

司会者： Bさんの事件の話を進めていきたいと思います。

Bさんの経験された事例では、酒を飲んでいて被告人の責任能力が争点になっていました。犯行前後の行動を示す方法として、コンビニで酒を買った様子や放火の少し後の防犯カメラ映像など、比較的客観的な証拠があったようです。

責任能力の意味について、検察官は「①自分の行っていることの善悪を判断する能力又は②その判断に従って自分の行動を思いとどまる能力」が欠けていた場合が心神喪失、著しく減退していた場合が心神耗弱、いずれも著しく減退していなかった場合は完全責任能力であり、被告人は完全責任能力であったと主張していたようですが、責任能力に関する検察官の主張はよく理解できましたか。

裁判員経験者 B： 一応、理解できました。

司会者： 理解して、説得力は感じましたか。

裁判員経験者 B： はい。

司会者： 検察官から冒頭陳述メモ、論告メモが配布されていたと思うのですけれども、これの見やすさはどうでしたか。

裁判員経験者 B： 書類は、わかりやすく説明してもらえるようになっていました。

司会者： 参照して考えたり、自分で検討したり話し合ったりするときに参照することもあったかと思うのですけれども、特に支障のないものであったというふうに理解してよろしいですか。

裁判員経験者 B： はい。

司会者：他方で、弁護人は、被告人が複雑醜悪の状態にあり、能力が著しく減退した心神耗弱の状態にあったと主張したようです。弁論では多くのスライドを用いてプレゼンテーションがされたようですが、法廷での弁護人の主張はよく理解できましたか。

裁判員経験者B：理解しにくかったです。

司会者：どういった点が具体的に理解しにくかったですかね。

裁判員経験者B：やはり、ちょっと積極性がなかった。これはこんなものだなというのが出ていて。

司会者：積極性というのは、弁護人の姿勢のことをおっしゃっているのですかね。

裁判員経験者B：そうです。

司会者：主張されている内容については、どう思われましたか。

裁判員経験者B：内容は、それは当然だと思います。

司会者：弁護人としては、そういう主張をするのは当然だろうということですかね。

裁判員経験者B：そうです。

武田裁判官：弁論の体裁としては、先ほど多くのスライドを用いたという説明が司会者からありましたが、40枚ぐらいのスライドを見てもらいながら弁論をしていたという形になったと記憶しています。そういったやり方というのは、どのようにBさんとしてはお考えでしたか。

裁判員経験者B：それもいいけれども、やはり、書類より、言葉で言ってもらほうがわかりやすいような感じがしましたな。

武田裁判官：もちろん言葉でも説明はしていたかとは思うのですが、その言葉で話をするのだけでもそれなりに足りていたんじゃないかという意味ですか。

裁判員経験者B：はい。十分わかります。

司会者：このスライドの資料は、印刷したのもも配布されたのでしょうか。

裁判員経験者B：あったのかな。

武田裁判官：配ったタイミングは、後で配ったように思います。だから、法廷で見ているときには多分スライドを画面を見て、弁護士さんがしゃべっているというのを聞いてというスタイルでしたかね。

司会者：そうしますと、Bさんとしては、法廷で見ているときに、スライドがたくさん移り変わっていったというのが、スライドが多過ぎて、言葉だけを聞くよりも逆にわかりづらかったと、そういうことなのでしょうか。

裁判員経験者B：そうです。やはり、言葉で説得力というのが欲しいですわな。

司会者：精神科医の証人尋問も行われたようなのですけれども。その証言の内容というのは、よく理解できましたか。

裁判員経験者B：理解というか、まあ、精神科医はそういう専門的な知識でそうなるのだろうなということで。こちらも教育がないものですから、やはり医学的にそうなのかなということしか感じませんでした。

司会者：証言されている内容については、こういうことだろうということで理解はできたということよろしいですかね。

裁判員経験者B：はい。

司会者：次に、裁判官から責任能力の意味に関して説明があったと思うのですけれども、その説明はよく理解できましたか。

裁判員経験者B：責任能力というのは、酔っていたからできないとか言われていましたけれども、被告人の姿を見ればやっぱりあったと違うかなということになりました。

武田裁判官：若干補足すると、被告の姿を見てというのは、防犯カメラで何か所か撮られていて、コンビニエンスストアで撮られていたりだとか、放火直後の防犯カメラがあつたりだとか、いろいろなところで幾つか、自動車の器物損壊の放火のときなんかは、放火そのものの映像もあつたりして。その時々々の映像を見てそうなのかなと思ったという、そういう趣旨でいいですよな。

裁判員経験者 B : そうですね。いろいろな現場の状況が映っていましたのでね。

これはもうはっきりしていますし、わかります。

司会者 : そういった状況からわかったと、判断できたということによろしいですか。

裁判員経験者 B : そうです。防犯カメラというものはええもんやなど。

司会者 : そうすると、責任能力についての説明を理解して、検察官，弁護人がそれぞれ主張していることを踏まえた上で、責任能力について判断していったと思うのですが、判断をすることについて、特に支障になることはなかったということによろしいですかね。

裁判員経験者 B : はい。

司会者 : 検察官，弁護士から質問などはありますか。

現場検察官 : 検察官が説明をさせていただいた責任能力の内容を御理解いただけたということですし、それを立証した間接事実についても御理解いただけたということでしたので、検察官としてはやれることはちゃんとできて、伝えることができたのかなと思います。何かわかりにくかった点などがあれば教えて下さい。

裁判員経験者 B : 私らにとったら、わかりにくいところもわからんのかもしれませんけど。

司会者 : 津金弁護士はいかがですか。

津金弁護士 : 先ほど、Bさんのお話の中で、弁護士が積極性がなかったとおっしゃっていましたが、積極性がなかったと判断された具体的なポイントがあれば教えてください。

裁判員経験者 B : 僕らとしたら、何か迫力がないなという感じがしたので。やはり、これは弁護ができないのかなという感じもありました。一方的に、ああいう悪いことをしているんやから。

津金弁護士 : 今の迫力というポイントなのですからけれども、そうすると、例えばもうちょっと具体的にこうすればよかったというところは、どういうところ

があるのでしょうか。

裁判員経験者 B：一般の者からしたら、あまり弁護士の迫力があるのを好まないこともあるから、ある程度でええんかなとも思いますけど。悪いことをしているのが確実なんやったら、あまり弁護士さんが力が強過ぎて、検察側が弱くなったら、社会も困るし。迫力がないというよりは、やはりその場の雰囲気というか、捉える人の感覚ですかね。

司会者：Dさんの経験された事件でも、被告人が犯人かどうかという点と、責任能力が争点とされていました。そして、被告人に精神疾患や知的能力の問題のほか、飲酒もしていたということが問題になりました。

検察官から責任能力の意味について、先ほどの件とほぼ同様の説明があつて、裁判官からも、これをかみ砕いた説明があつたと思うのですけれども。その内容はよく理解できましたか。

裁判員経験者 D：本件の方がどうかという判断とは別の話で、一般論として、こういう状態になったらこうだよという説明はすごくよくわかりました。

司会者：検察官は、被告人が目的に向かって行動していたこととか、違法と認識して捜査から逃げようとしているような行動をとったことなどから、完全責任能力を主張していますけれども、その検察官の主張について、わかりやすさや説得力はどうでしたか。

裁判員経験者 D：最初の冒頭陳述メモというものの自体が、それこそ中学生ぐらいの教科書とかに出てくるような解説書というか、わかりやすさになっていますので、これを見ながら考えていくとすごく理解がしやすいというか、難しい問題ではなくて自分たちにも考えられるような内容だなという気がしました。

司会者：検察官のほうで作成して配布した冒頭陳述メモとか論告メモについて、見やすさ、理解のしやすさはどうでしたか。

裁判員経験者 D：色が黒と赤と青という形で色分けをされていて、それぞれの項目ごとに何が要点なのかというのがわかりやすく書かれていますので、

すごく理解しやすかったと思います。

司会者：他方で、弁護人は、被告人の記憶の欠落や動機の不可解さなどを指摘して、精神疾患、飲酒の影響で心神喪失の状態にあったというふうに主張しましたがけれども、法廷での弁護人の主張は、それ自体としてはよく理解できましたか。

裁判員経験者 D：弁護をする人の主張としては理解できますけれども。一般論といえますか、感情的な部分でいうとどうなのかなという気はしました。

司会者：裁判官から責任能力の説明があって、それぞれの検察官、弁護人の主張を踏まえて責任能力の判断をしていったということになると思うのですけれども、判断する際には、その説明内容を踏まえて、かつ、証拠から認められる事実を前提にしっかり判断できたというふうにお感じになりましたか。

裁判員経験者 D：検察側と弁護側というそれぞれの主張があった中で、我々裁判員が判断する上では特に支障はなく判断できました。

司会者：この事案では精神科医の証言を聞いたと思うのですけれども、その内容はよく理解できましたか。

裁判員経験者 D：具体的な事例、例えば、これだけの薬を飲んでいるかもしれない、アルコールを摂取しているかもしれない、でも、実際の言動がこういう言動なのだから、恐らく責任能力はあるのだろうというところと、数値から見る部分で、現時点で検査したアルコールがこれぐらいだから、その事件当時はこれぐらいだろう、だったら大丈夫だろうという、そういうお話の中で、そうなのだろうなということですのでけれども、理解はできました。

司会者：検察官、弁護士から質問などはありますか。

的場検察官：検察官がお配りした論告メモが2枚半ほどあるのですが、これは、検察官が配布するものとしては多めでありまして、字も結構小さくてたくさん書いてあって、内容・量もかなり多めになっていますが、読んでいて読みにくいとか、わかりにくいとか、そういった印象はどうでしたでしょうか。

裁判員経験者 D：いや、この量、確かに枚数だとそれぐらいあるのですけれど

も、一般的に仕事をする上で見る書類なんかには比べるとずっと少ない量といえますか、書き方も優しい、専門用語ではあるのですが見やすい内容だと思います。そのあたりは、人それぞれの感覚があると思うので、あくまでも個人としての意見ですけれども。

司会者：津金弁護士、いかがでしょうか。

津金弁護士：先ほど、冒頭陳述のメモについて、検察官が配布したメモは見ながら考えていく上で理解がしやすいとおっしゃっていましたが、この冒頭陳述メモは、冒頭陳述より後、審理のときも参照されたかどうかということについて伺いたいのが1点と、弁護人が作成した冒頭陳述の要旨と書かれている紙については、審理のときに御覧になることがあったのかどうかという、その2点をお聞かせください。

裁判員経験者D：審理中にももちろん見直すことはあるのですがけれども、見直すときにも、この検察官側のほうは探している情報が見つけやすいのですがけれども、弁護側のほうは、もうこれは完全に作文状態の文章ばかりなので、そういう意味では見にくいのかなというか、そういう気はしました。

武田裁判官：この事例では、犯人かどうかということも責任能力と一緒に判断していただいたということになりますが、複数の争点についての判断がこんがらがったりだとか、そういったこともなくスムーズに判断できたかどうかという点はいかがでしたか。

裁判員経験者D：そこは完全に違う事柄だったので、こんがらがるといことはなかったです。犯人かどうかということは、物証の積み重ねということではいけましたので。責任能力という部分は、それとは別のところで考えていたと思います。

(2) 量刑に関する評議・審理等について

司会者：次に、量刑に関する評議・審理等について、というところに入っていきます。

量刑判断、つまり刑の重さを決めるにあたって、難しいと感じた点等につ

いて御意見を伺っていきたいと思います。この量刑判断というのは、社会生活で経験することはなく初めて経験されたと思います。また、日本の法律の特徴でもありますけれども、法律で定められた刑の幅が広いことなどから判断が難しいという面はあったと思います。

まず、評議の中で量刑判断をする際に、検察官や弁護人の論告弁論、最終的な意見が役に立ったかどうかというのをお一人ずつ伺っていきたいと思います。

まず、Aさんの事件では、検察官は、暴力団組織の対立を背景に起こした犯行であること、繁華街において集団で一方的に暴力を加えており犯行態様は悪質であることなどを主張し、他方、弁護人は被害者側に原因があって偶発的な犯行だったことなどを主張していたようですけれども、この検察官、弁護人の意見というのは、刑の重さを考えたり話し合ったりする上で役に立ちましたか。

裁判員経験者 A：参考になりましたよ。被告人8人を分けて裁判がされていたので、前の裁判との関係もあったので、割とその辺が納得できるというか、こんなものかなというふうに思いました。

司会者：前の裁判というのは、共犯者間の刑の均衡といった観点ですね。それ以外の点で、こういう点で役に立ったとかといったことはありましたか。

裁判員経験者 A：感情といたらおかしいのですけれども、我々一般の人にはなかなかそういうジャッジをする機会がないので、自分の感覚で判断することが多いと思うのですけれども、裁判官の方とか、そういうのは過去の事案に照らして考えて決めておられるというか、判断されているなというのがよくわかりました。

司会者：こういうふうにしてくれれば、もっと役に立ったのにとと思われることはありますか。

裁判員経験者 A：難しいですね。懲役何年と一言ですけれども、その受け取る側の方々のことを深く思ってしまうとなかなか難しいと思いました。

司会者：Bさんの事件では、検察官が、犯行の危険性が高く、連続して無差別に火を放っており、近隣住民らに不安感等を与えたことなどを主張し、弁護人は、酩酊して行動を思いとどまる能力が低下していたことや、死傷者がいないこと、燃えた範囲が狭いことなどを主張していたようです。

この検察官、弁護人の主張は、刑の重さを考えたり話し合ったりする上で役に立ちましたか。

裁判員経験者B：やはり、いろいろ聞かせていただいたら、それは妥当なものかなということで判断に納得しました。

司会者：こういう点も主張してくれれば、もっと役に立ったという点はありませんか。あるいは、ここは改善できるのではないかという点はありませんか。

裁判員経験者B：改善というよりかは、裁判長からも、わかりやすく説明をいただいて、ほかの裁判官の方からもいろいろ説明を聞くと、わかりやすかったです。

司会者：検察官、弁護人が主張していることというのは、主張を聞いた段階ですんなり、すっと頭に入ってきましたか。

裁判員経験者B：犯人の言うことはどうも納得できやんところがありました。

司会者：Dさんの事件では、検察官は、暴行・脅迫の態様が危険で悪質である、結果が重大であり、動機も身勝手であるということを主張しており、一方、弁護人は無罪を主張していることもあるので量刑に関する主張は行わなかったわけですがけれども、検察官の意見は、刑の重さを考えたり話し合ったりする上で役に立ちましたか。

裁判員経験者D：記憶だと、検察官が求刑する刑というのが、現状出ている事実を総合的に判断して一番重い刑というお話をしたのですけれども。それと、じゃあ、それを減刑する何か別の事情があったのかというような判断の仕方をして量刑が決まるという仕組みだったような気がするのですが、そうでしたかね。

武田裁判官：どの事件でもそうなのですからけれども。同じ類型の事件の量刑傾向

というのをグラフで見えていただいて、そのグラフの中で、この事件がどのぐらいに位置づけられるのかというふうな議論をさせていただいたかとは思いますが。

それとともに、この事件だと弁護士さんは求刑を特に言っておられないわけなので、検察官が言っている求刑がどうなのかという話をして、求刑も参考にしながら、皆さんの意見も聞きつつ、裁判官も意見を述べて議論していたということだったかとは思いますが。

司会者：量刑傾向の中での位置づけを考えて決めていったということでしょうか。

裁判員経験者 D：そうですね。いろいろな事例が過去にあって、同じような性質の犯罪があって、同じ犯罪であれば同じ刑罰ということを目準に考えたというか。

司会者：判決では、飲酒や服薬の影響を非難の程度を下げる事情として考慮していますけれども、弁護人の責任能力を争う旨の主張が、量刑の判断に役立ったといいますか、そこで考慮はされているという面もあるということにはなりますかね。

裁判員経験者 D：そうですね。これでそういうアルコールとか薬というのがなかったら同じことが起こったかという、そうではないかもしれないのだということ、一定の考慮をする事実ではあるという話をしたと思います。

司会者：量刑全体を通して、的場検察官、津金弁護士から御意見等がありますか。

的場検察官：検察官の求刑が上限というように認識されているような発言もありましたが、当時はそういうふうに思われていたのですか。

裁判員経験者 D：全く素人だと、この罪に対してどの量刑かというのが全くわからないわけで、それを過去の判決というかそれを見ていきながら、求刑も踏まえてということ。その中で、求刑以上がだめだという、そういうことではなかったです。

的場検察官：結果として、求刑よりは下がった判決が出されているのですけれども、弁護人からは特に主張が何もなかったということですので、あえて検察官の求刑から下げる事情というのはどういうところから出てきたのですか。

裁判員経験者 D：もしかしたら、求刑が8年で、この事件の本質を考えると8年ぐらいかなというようなニュアンスで求刑が上限だというイメージが残ったのかもしれないです。

武田裁判官：若干補足をさせていただくと、Dさんの事件のときに説明したかどうかはちょっと記憶がないのですけれども、検察官の求刑の意義について、「求刑を超えてもいいのですか。」みたいな質問が出たような場合であれば、検察官の求刑を超えるような場合であれば、合理的な理由が必要になってくるという話なんかは、ひょっとしたらしていたのかもしれませんが。疑問が出なければ、そのような説明まではしていないかもしれません。

司会者：これまで伺った御意見の中でも出てはいたかと思うのですけれども、被告人のした犯罪行為を中心に量刑を考えていくという、量刑の基本的な考え方について裁判官から説明があったと思うのですけれども、その説明自体は、よく理解できたということによろしいのでしょうか。

裁判員経験者 A：過去のそういう事例で、基準と言ったら変ですけれども、それがはっきりとあるということで。裁判員ですと、割と感情的というのですか、悪い人はもっと罪を重くしろみたいなことを言われることもあると思うので、ちょっと離れてみて、こういうことでこういう年数ですよとかそういうのが出ると、それなりにみんな納得があったかなというふうに理解しています。

司会者：あくまで、やったことに対してそれに見合う刑を決めようということ考えていったということでしょうか。

裁判員経験者 A：日常の生活から見て、そういう悪い人にはこうすべきだみたいなものが結構あるけど、そうでもないですよと、やったことに対する刑罰としたらこういうことで過去にありますよと、そういうことを踏まえて判断

すべきじゃないですかみたいな話なので。そういうのがないと、正義の味方だみたいになって、どんどん重くしたらいいみたいな声が強くなるところが、ある程度そういう過去の事例があると、そういうことでジャッジされているのだなということがあってよかったかなというふうに思います。

司会者：過去の事例から導かれる量刑の傾向との公平性をしっかりと判断できたということでしょうか。

裁判員経験者 A：そうですね。

司会者：同じ質問なのですがけれども、裁判官から量刑の基本的な考え方ということで説明があったと思うのですがけれども、Bさんは、その内容はよく理解できましたか。

裁判員経験者 B：はい。一応私らは素人なものですから、この罪やったらどのぐらいということがわからない、もっと重い刑でもいいと、軽いくらいに思うわな、相対的な今の社会から見たら。それは、実際そういう立場が変わると、そういう今までの事例から、また、再犯を犯した者だったらそれに加算していくとか、そういうものを裁判官から聞かせていただいて一応納得しました。個人的にいうと、まだ全ての罪は軽いような気がします。

司会者：今回は説明を受けた考え方に沿って判断ができたということでしょうか。

裁判員経験者 B：そうです。

司会者：Dさんは量刑の一般的な考え方の説明を受けて、理解はできましたか。

裁判員経験者 D：理解はすごくよくできまして、Aさん、Bさんと同じで、感情的な部分と実際の罪と罰のことが別物だというのがよくわかりました。

的場検察官：過去の事例がこのぐらいだと、だからこのぐらいの枠があって、その中で本件はどうなのかというのを検討されてということになるのですよね。その過去の事例を過度に取りあげてしまうと、裁判員の方が、今Bさんがおっしゃいましたけど、もっと厳しく処罰したらいいんじゃないとか、そういう意見がつぶされてしまうような気もするのですがけれども。そういっ

たことは思われなかったですか。

裁判員経験者 A：私らのことではないのですけれども、最近、ほかの裁判員のやつでも、裁判員の方のジャッジのほうがきつくて、控訴審のほうのジャッジが弱いと、なんでやみたいな話になるので。その辺の兼ね合いというのは難しいなというふうには思っています。

裁判員経験者 D：例えば、男性で、今の年齢で、今の社会的な立場にいる私と、別の人の意見が違うのは当然だと思うんですよ。そんなみんなの意見を出し合って客観的に考えて、みんなで答えを出していこうということなので。意見がつぶされるという感覚ではなかったです。

津金弁護士：私も的場検察官と同じ懸念をもっていて、被告人にとっていい事象があったときに、過去の事例にこだわり過ぎると、それはそれでまた裁判員裁判をやる意義がないのかなと個人的に思っています。同じ懸念は抱いているということだとどめておきます。

武田裁判官：裁判員と裁判官が二極対立にあるわけではないというのは一般的に言えると思いますので御理解いただきたいと思います。

司会者：量刑に関する評議・審理等については、以上になります。

3. 職務従事期間について

司会者：事件の内容からは離れて、職務従事期間について伺いたいと思います。

Aさんは約半月かけて合計9日間、BさんとDさんは約2週間の間で合計9日間と、どの事件も否認事件で、日数も比較的多く期間もある程度かかったということになります。裁判に参加するために職場や御家庭と調整をさせていただいたかと思うのですけれども、そういった点で何か御苦労はあったでしょうか。

裁判員経験者 A：時期が1月から2月ということで、暇な時期と言ったらあれですけれども、年度末などではなかったのが時期的にはありがたかったかなと思います。日数的には、このくらいの日数だったら何とか対応できたかなと、そういう感じですか。

司会者：主に調整を要したのは、お仕事の関係となりますか。

裁判員経験者 A：そうですね。その当時は働いていましたので。仕事の関係があると、なかなか抜けづらいというか、そういう部分がありますね。

司会者：何とかやりくりといたしますか、調整はできたということでしょうか。

裁判員経験者 A：そうですね。

司会者：Bさんはいかがでしょう。

裁判員経験者 B：僕はもう自由業ですので、自分の時間はとれますので、できました。

司会者：Dさんはいかがですか。

裁判員経験者 D：私も普通にサラリーマンなので、家庭に関しては、仕事をしているか、裁判員をしているかという違いで、別に何の変化もないですけれども。仕事は9日間抜けることになったのですけれども、自分がいないと絶対できない仕事ばかりではないので、これぐらいの期間であれば全く問題なく参加はできます。

司会者：お勤め先では、裁判員を想定したような休暇制度というものはあるのでしょうか。

裁判員経験者 D：はい。特別有給休暇という形になっていますので、最初に通知をいただいたときに、会社の人事に「仕事を理由に辞退はできるのか。」という質問をしたら、「それはできない。」ということで。「もし、参加するということになれば、特別有休を使って参加してください。」という回答になりました。

司会者：ほかに、職場や家庭との調整という点以外の点で、何か参加される上で苦労したということはありませんでしょうか。

裁判員経験者 A：私は特になかったです。

裁判員経験者 B：いや、そういうことはもう全然なかったです。

裁判員経験者 D：やはり少しは自分でないとできない仕事もあるので、結局休み扱いになっているのだけれどもちょっと仕事に行ったりしたというのはあ

りましたけど、そんなに大きな問題ではなかったです。

4. 守秘義務に関する感想・意見

司会者：守秘義務の点についても伺っておきます。守秘義務の説明の内容は理解できたかどうかという点と、守秘義務が課されているということで何か負担に思ったとか、ちょっと悩んでしまったとか、そういったことがあったかどうかを伺いたいのですけれども。

裁判員経験者 A：特にございません。悩むというか、そういう負担的なものは少なかったもので、これを言っただけでいかんやという、そういう部分で悩んだということはありません。

司会者：守秘義務の説明自体もすぐに理解できたということによろしいですかね。Bさんは、いかがですか。

裁判員経験者 B：僕も、別に何も悩むことも何もありませんでした。守秘義務、それはもう当然やと思っているし。関係ないです。

司会者：どういう範囲で守秘義務があるのかということも、すぐに理解はできましたか。

裁判員経験者 B：はい。それはもう、難しいことはないと思いました。

司会者：Dさんはいかがでしたか。

裁判員経験者 D：守秘義務を課せられることによる精神的なストレスとかは全くないですけれども。実際、範囲っていうと一般的な生活をしている分には困らないのですけれども、今、この場で何を言ってよくて、何を言ってはいけないかということを実際の意味ではちょっと理解はできていないかもしれないです。

司会者：生活上は、特に困ることはないということでしょうかね。

裁判員経験者 D：はい。

5. 法曹関係者からの質問

司会者：それでは、法曹関係者から質問等があればお伺いしたいと思います。

現場検察官：既に貴重な御意見をいただいているのですが、そのほか、どんな

ことでも結構なのですけれども、検察官の主張とか立証の関係で、もうちょっとこうしていたらわかりやすかったとか、もっとよかったということは何かございましたら、御教示いただけたらと思います。

裁判員経験者 A：特にございません。

裁判員経験者 B：別にこれということはありません。

裁判員経験者 D：よくできていた資料だったと思うので、こうしたほうがいいよという意見はないです。

司会者：津金弁護士は何かありませんか。

津金弁護士：私からは2点。まず1点目なのですけれども、評議の中で、皆さんがそれぞれ自由に意見を言うことができたのかどうかというところの率直な感想を教えていただけたらと思います。

裁判員経験者 A：結構皆さん、好き勝手と言ってはあれですけれども、自分はこう思うということをおっしゃっていて。今回の私の担当させていただいたのは、そういう暴力団の関係の方の話だったというのもあるのですけれども、結構、ジャッジが厳しめでしたし、皆さんいろいろなことを考えておられるのだなということがよくわかって、それなりに視野が広がってよかったと思います。

裁判員経験者 B：意見は言えましたよ。色々教えていただいて、意見もさせていただきました。

裁判員経験者 D：全く遠慮することなく自分の意見は言えましたし、本当にそういう不自由は全く感じなかったです。

津金弁護士：2点目ですが、先ほどの検察官の質問と一緒になのですけれども、特に、弁護士に対しては非常に厳しい意見が多く聞かれますので、弁護士に対してもっとこうしたほうがいいのかというところは、率直な意見を皆さんにお聞かせいただきたいと思います。

裁判員経験者 A：テレビのドラマの見過ぎかもわかりませんが、非常に正義の味方というのが頭に刷り込まれているせいか、実際にその場になると、それ

ほどでもないなど。私の担当した事件がなかなか弁護も難しい案件だったので、そういうのがもうその方の論調というか、そういうのが出てしまっているような感じで、まあまあ仕方がないねに近いぐらいの勢いだったかなという感想です。

弁護士の方がどうこうではなくて、事件の内容によってかなり弁護できる性格のものと、なかなかどうしても弁護しづらいというものもあると思いますけれども。それはそれでいいのかなと思います。

裁判員経験者 B：やはり、弁護士さんも本当にいろいろ弁護するにつけて、それはいろいろなこともあると思いますけれども。しっかり頑張ってください。

裁判員経験者 D：検察官の方というのは、事実があって自分たちの意見で事件を立証しようということができるわけなのですからけれども、弁護士の方というのは、まず、被告の意向があるわけなので、それがベースにあって弁護をするということは、それだけ、すごく大きい制約を抱えているわけですから。見ているとどうしても弱いなというイメージがあったりするかもしれないですけれども、そこは仕方がないのかなと感じます。

武田裁判官：裁判官が、例えば共謀や責任能力といった法律的な概念や量刑の基本的な考え方など説明している部分というのと、お互いに議論する中で裁判官が個人の意見を言う部分というのがあったと思います。説明している部分と個人として意見を言っている部分が、皆さんの目から見てちゃんと区別できたかなというところに関して、御質問させていただきたいと思います。

裁判員経験者 A：区別という部分では、ちょっと難しいかもわからないですね。そういう罪の中身というのは余りわかっていないですから、こういうことでこういうことになるんだよと言われると、そうだなというふうにもう刷り込まれてしまうので。そこを、でもあらかじめ聞いておかないとまたわかりませんし。それが、どっちがどうなのだということになるとなかなか区別は難しいと思いました。

武田裁判官：今、ちょっと刷り込まれるという話がありましたが、裁判官の意

見として言っているときには、大分後のほうで言っているかなとは思いますが、すけれども。皆さんの意見を聞いてからしか言っていないとは思いますが。そのあたり、刷り込まれるというのはどういう意味合いになっているのかね。

裁判員経験者 A：裁判官の言われることが、割とごもつとも感じてしまうという、そういうことですね。

裁判員経験者 D：もう完全に区別してわかる状態でした。ルールを説明するという裁判官の役割と、1票もっている個人の裁判官という違いはわかりました。

ただ、さっきのAさんは刷り込みという発言をされたと思うのですが、刷り込みというよりは、引っ張られるというのはもしかしたらあるのかもしれないです。個人的に自分はこうだと思っけていても、1票しか持っていない裁判官だとしてもやはり裁判官なので、そういうものなのかなというふうなことを感じられる人はいるのかなと思います。

6. 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：最後になりますが、裁判員経験者の皆さんから、今後の裁判員裁判に対する御意見やこれから裁判員になられる方へのメッセージなど一言ずついただければと思います。

裁判員経験者 A：法律はたくさんあって、日々生活しているのですが、その法律との接点というのは、現実味があるのは交通違反をすとかぐらいで、なかなか自分と法律というのは接点がなくて。その中で、いろいろな刑罰が決まていくと過程というのはなかなかわからなかったのですが。裁判員裁判に参加させていただいて、いろいろな立場の方が、非常に日々御苦勞されているというのがわかって非常に良かったと思うので、できるだけ多くの方がこういうことを経験されたらいいなと、そういうふうに思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 B：裁判員裁判ができたときに、一度選ばれたいなと思っていたのが実現したようなものでございまして。やはり、させていただいて、日本の法律はこうして運用していただいているのやということで、いい経験になりました。今後の人生で無駄にはならんとおぼえて喜んでおります。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 D：最初は、そんなにすごくやりたいとおぼえていたわけでもないのですけれども。とりあえずやってみると、裁判官の考え方というものの中立性というか、それはすごく想像以上だなというか。普通に常識に考えたら絶対こう思うはずなのに、それすらも公平に考えていかなければいけないということであつたりとか。いろいろな人たちの意見があつて、その人たちの考え方があるけど、最終的にはみんなが同じ方向になるようにまとまていく過程とかは、普通の仕事をする上でも役に立っていくことなのではないかなという気がすごくしまして、本当にいい経験になったなとおぼえます。

司会者：ありがとうございました。

7. 記者からの質問と応答

司会者：報道機関の方から裁判員経験者の方への質問がありましたらお伺いします。

記者：裁判員の通知が届いたときの心境と、実際に裁判員裁判を経験しての感想を教えてくださいとおぼえます。

裁判員経験者 A：最初通知をいただいて、候補の方の中からまたさらに選ばれるということで、今日一日で終わるねとおぼえて来たのですけれども、何やかんや実際に選ばれてしましまして。これはちょっと仕事の部分とか、難儀だなとおぼえたのは事実です。だけど、来させてもらつて、今も述べさせていだきましてけれども、いろいろなことが知らないことばかりで、非常に世界が広がつたというか、世間が広がつたというふうに自分で思つておりますので、よかつたなと。できるだけ多くの人に参加されたらいいなというふうに思つております。

裁判員経験者 B：僕も参加させていただいて勉強になりました。もう、できたらこういう機会に皆さん参加していただけたらいいかと思います。めったにないことですし。

裁判員経験者 D：最初の通知が来たときは「そうなんだ。選ばれたんだ。」ぐらいのものだったのが、次「来てください。」になって。「実際、行かなあかんのや。」って行ったけど、これだけ人がおったら大丈夫やろうと思っていたら、自分が選ばれてということで。そのときは、「選ばれてしまったな。」という感覚もあったのですけれども、選ばれたからには前向きにやってみようかと、その両方の気持ちが両立していたような感じだったと思います。

記者：ありがとうございます。

ちよっとかぶってしまうかもしれないのですけれども、審理する中で困ったこととか悩んだこと、また、今後のために改善してほしい点などがありましたら教えてください。

裁判員経験者 A：それは特になかったです。

裁判員経験者 B：僕もございません。

裁判員経験者 D：悩んだことというか、自分が量刑を決めるというような何かしら判断を下さないといけないのかなと、そのこと自体が後々自分の中に重くのしかかってくるのかなというイメージが最初はあったのですけれども。それでもやってみると、自分一人が出した答えではないですし、だからといって人に任せたわけでもないですし。それが正しい結果だったのではないのかなというところで落ちつけたので、予想していたようなそういう不安要素というのは最終的には特になかったです。

記者：一審判決を高裁が破棄する裁判もありますが、それについてはどうお考えでしょうか。

裁判員経験者 A：どう答えていいのか難しいのですけれども。裁判員がこうだと思ってやったことで、それぞれの方は納得されたのだと思うのですけれども、

また別の角度から見るとそうではないということなので。そういう場に参加させてもらえただけでもええかなというぐらいのことでは、なかなかそれ以上のことはちょっと難しいかなと思います。

裁判員経験者 B：私も、やはりいろいろ意見も言わせていただいて、聞かせていただいて、みんなで納得できたという、これが一番よかったと思います。

裁判員経験者 D：裁判員裁判でないときの一審の結果に対して高裁が何かするというのと、裁判員裁判で出た結果に対して高裁が何かをするというのは多分違うことなのかなと思います。結果としてそうなったとしても、だからといって裁判員裁判で出た一審判決が無駄になったとは思わないです。

記者：ありがとうございました。

司会者：ほかに質問がありましたら、お願いします。

記者：Dさんにお聞きしたいのですが、裁判官の中立性というのは想像以上だったというふうに最後おっしゃっていたと思うのですが、どんなところから見て、すごいと感じられたか、具体的に教えていただければと思います。

裁判員経験者 D：例えば1つの物証があったとして、普通に考えたらそれはこうだろうという常識的な考え方という、そういう常識というか一般論があると思うのですけれども。いや、でも本当にそれはそうですかというところから考えていかないといけないという意味合いでの中立性というか公平性です。

記者：いろいろな角度から1つの物証を見るとか。

裁判員経験者 D：そうですね。ベースの立ち位置が普通とは違うという。

記者：ありがとうございました。

司会者：ほかに何か質問はありますか。

記者：皆さん一様に今回参加してすごくよかったというお話をされていたと思うのですが、この経験が例えば仕事や生活面で生かせる場面があるとか、生活や仕事の取り組み方が変わったということが何かありましたら教えていただきたいなと思います。

裁判員経験者 A：仕事、生活面で余り変化はないですね。ただ、法曹というか

そういうのにかかわっておられる方が、新聞等に出ている、こういうことで判決が出ましたというその裏というか、そこに至るまでのいろいろなことをされているなというのにはよくわかったので、それだけでもよかったかなと思っています。

裁判員経験者 B：僕は裁判所へ来たのは初めてで、勉強させていただいたなと思って喜んでます。弁護士さん、検察庁の方、裁判官の方でこの日本の国というのは成り立っているんだなと思って、いろいろやっていただいているのでありがたいなと思っています。

裁判員経験者 D：さっきの話ともつながるといえるか、そこが一番今回大きいところだったのですけれども、参加する前も、自分の中で仕事をするにしても、いろいろな人の意見を聞いて、なるべく自分の主観ばかりじゃなくてやっついこうと思っていたんですけれども、ここへ来たときに、まだまだ違うのだなというのがあって。そういう意味でいうと、来る前と来た後とでは、より中立性を持って仕事に臨んでいけているのかなという気がします。

記者：ありがとうございます。

8. 最後に

司会者：では、お時間もちょうどとなりましたので、これをもちまして、本日の意見交換会は終了いたします。

本日は貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。今後、よりよい裁判員裁判を実現していくように努力していきたいと思えます。